

クサナギ剣をめぐって

工 藤 浩

クサナギ剣は、記・紀の神話・伝説に由来を持ち、即位儀に於いて皇位の象徴として即位する天皇に奉獻され、継承される所謂三種の神器の構成要素として理解されている。クサナギ剣に関する記述には、記・紀間で相違点も多いが、この剣がヤマトノヲロチの尾から出現し、ヤマトタケルの手で尾張国のミヤズヒメの許に置かれた点に一致が認められる。記・紀には、クサナギ剣が現在熱田神宮に存在することの起源が示されているのである。一方、宮中に於いて劍璽等承継の儀に用いられる剣を安置するのは、御所の「劍璽の間」とされる。元暦二年（一一八五）の安徳天皇の入水に伴う事情は考慮に入れないとしても、王権と深い関わりを持つクサナギ剣が、少なくとも熱田と宮中とにそれぞれ存在していることになる。

本稿では、先ず記・紀各々の神話・伝説におけるクサナ

ギ剣の位置付けを確認し、即位儀に用いられる神器としてのクサナギ剣との関係を検討したいと思う。

一

『古事記』では、草那藝之大刀・草那藝劔と表記され、以下の三箇所に記事がある。

A 爾に速須佐之男命、其の御佩せる十拳劔を抜きて、其の蛇を切り散りたまひしかば、肥河血に變りて流れき。故、其の中の尾を切りたまひし時、御刀の刃毀けき。爾に怪しと思ほして、御刀の前以ちて刺し割きて見たまへば、都牟刈の大刀在りき。故、此の大刀を取りて、異しき物と思ほして、天照大御神に白し上げたまひき。是は草那藝の大刀なり。〔那藝の二字は音を以るよ。〕

（八俣遠呂智退治条）

B 爾に天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣

命、玉祖命、并せて五伴緒を支ち加へて、天降したまひき。是に其の遠岐斯〔此の三字は音を以るよ。〕八尺の勾璫、鏡、及草那藝劔、亦常世思金神、手力男神、天石門別神を副へ賜ひて、詔りたまひしく、「此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如伊都岐奉れ。次に思金神は、前の事を取り持ちて、政爲よ。」とのりたまひき。此の二柱の神は、佐久久斯侶、伊須受能宮〔佐より能までは音を以るよ。〕に拜き祭る。

(天孫降臨条)

C

故、命を受けて罷り行でましし時、伊勢の大御神宮に參入りて、神の朝廷を拜みて、即ち其の姨倭比賣命に白したまひけらくは、「天皇既に吾死ねと思はず所以か、何しかも西の方の悪しき人等を撃ちに遣はして、返り參上り來し間、未だ幾時も経らねば、軍衆を賜はずて、今更に東の方十二道の悪しき人等を平けに遣はすらむ。患ひ泣きて罷ります時に、倭比賣命、草那藝劔〔那藝の二字は音を以るよ。〕を賜ひ、亦御囊を賜ひて、「若し急の事有らば、茲の囊の口を解きたまへ。」と詔りたまひき。(中略) 故爾に相模國に到りましし時、其の國造詐りて白ししく、「此の野の中に大沼有り。是の沼の中に住める神、甚道速振る神なり。とま

をしき。是に其の神を看行はしに、其の野に入り坐しき。爾に其の國造、火を其の野に著けき。故、欺かえぬと知らして、其の姨倭比賣命の給ひし囊の口を解き開けて見たまへば、火打其の裏に有りき。是に其の御刀以ちて草を刈り撥ひ、其の火打以ちて火を打ち出でて、向火を著けて焼きたまひき。故、今に焼津と謂ふ。(中略) 故爾に御合したまひて、其の御刀の草那藝劔を、其の美夜受比賣の許に置きて、伊服岐能山の神を取りに幸行でましき。

(倭建命東征条)

出雲でヤマトノヲロチの尾からスサノヲが得て、高天原のアマテラスに献上される(A)。天孫降臨条で、八尺の勾璫と併せて八尺鏡に添えてアマテラスからニニギに下賜され、葦原中國に降る(B)。それが、ヤマトヒメから下賜されたヤマトタケルにより尾張のミヤズヒメの許に遣される(C)。B・C間の流れは明記されないが、日向三代・神武天皇以下歴代天皇に伝えられる過程で、天皇の手を離れて伊勢齋宮の祀る所となつていた事情が推測される。

『古事記』は熱田社に言及しないが、草那藝劔は最終的には尾張に存する劔として、一元化されている。これを手にしたスサノヲが出雲の國津神の女を得、ヤマトタケルは相模國造の策謀を退けること^①から、その靈力が専ら葦原中國の平定に發揮されていると解釈できる。

『日本書紀』では草薙劔と表記され、出雲で出現し尾張に至る大筋は『古事記』と同様であるが、扱いは大きく異なっている。

a 時に素戔嗚尊、乃ち所帶かせる十握劔を抜き、寸に其の蛇を斬る。尾に至りて劔の刃少し缺けぬ。故、其の尾を割裂きて視せば、中に一の劔有り。此所謂草薙劔なり。〔草薙劔、此をば俱婆那伎能都留伎と云ふ。一書に云はく、本の名は天叢雲劔。蓋し大蛇居る上に、恒に雲氣有り。故以て名くるか。日本武尊に至りて、名を改めて草薙劔と曰ふといふ。〕素戔嗚尊の曰はく「是神しき劔なり。吾何ぞ敢へて私に安けらむや」とのたまひて、天神に上天に獻ぐ。(神代上第八段本文) 冬十月の壬子の朔癸丑に、日本武尊、發路したまふ。戊午に、路を枉りて伊勢神宮を拜む。仍りて倭姫命に辭して曰はく、「今天皇が命を被りて、東に征きて諸の叛く者どもを誅へむとす。故、辭す」とのたまふ。是に、倭姫命、草薙劔を取りて、日本武尊に授けて曰はく、「慎め。な怠りそ」とのたまふ。

是歳、日本武尊、初めて駿河に至る。其の處の賊、陽り從ひて、欺きて曰さく、「是の野に、麋鹿甚だ多し。

氣は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨して狩りたまへ」とまうす。日本武尊、其の言を信じたまひて、野の中に入りて兎獸したまふ。賊、王を殺さむといふ情有りて〔王とは、日本武尊を謂ふぞ。〕其の野に放火焼く。王、欺かれぬと知しめして、則ち燧を以て火を出して、向焼けて免るること得たまふ。〔二に云はく、王の所佩せる劔、藁雲、自ら抽けて、王の傍の草を薙ぎ攘ふ。是に因りて免るること得たまふ。故、其の劔を號けて草薙と曰ふといふ。藁雲、此をば茂羅玖毛と云ふ。〕王の曰はく、「殆に欺かれぬ」とのたまふ。則ち悉に其の賊衆を焚きて滅しつ。故、其の處を號けて焼津と曰ふ。(中略) 日本武尊、更尾張に還りまして、即ち尾張氏の女宮實媛を娶りて、淹しく留りて月を踰ぬ。是に、近江の五十葺山に荒ぶる神有ることを聞きたまひて、即ち劔を解きて宮實媛は家に置きて、徒に行でます。(景行四十年・是歳)

はじめから草薙劔の名を負うのではなく、出現の際は天叢雲劔と称し(a)、日本武尊の焼津の火難に因んで草薙劔と名を替える(c)。Bに対応する神代下第九段の本文は、司令神がアマテラスではなくタカミムスヒであるため、天孫降臨条は草薙劔の記事を持たない。代わりにaに傍線を付した「此所謂草薙劔なり」の本文注を付すことで、こ

の剣が地上に齎されたことを示しているが、神代と人代で名称を異にするという記述態度は、別箇の剣を関係づけたものであるかのような印象を与える。崇神・垂仁条には、
d・eのように、伊勢神宮の創祀記事が置かれる。

d 六年に、百姓流離へぬ。或いは背叛くもの有り。其の勢、徳を以て治めむこと難し。是を以て、晨に興き夕までに惕りて、神祇に請罪る。是より先に、天照大神・倭大國魂、二の神を、天皇の大殿の内に並祭る。然して其の神の勢を畏りて、共に住みたまふに安からず。故、天照大神を以ては、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬（神籬、此をば比莽呂岐と云ふ。）を立つ。亦、日本大國魂神を以ては、淳名城入姫命に託けて祭らしむ。然るに淳名城入姫、髮落ち體瘦みて祭ること能はず。（崇神）
e 三月の丁亥の朔丙申に、天照大神を豊稻入姫命より離ちまつりて、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎮め坐させむ處を求めて、菟田の笹幡に詣る。笹、此をば佐佐と云ふ。更に還りて近江國に入りて、東美濃を廻りて、伊勢國に到る。（垂仁二十五年）
草薙劍の名こそ明示されないものの、景行朝にはcのようにそれが伊勢に存していた経緯が示唆されている。ここまでの『日本書紀』の草薙劍は、「ヲロチ→スサノヲ→天神」

(a)、「ヤマトヒメ→ヤマトタケル→ミヤズヒメ」(c)のように、アマテラスとの関わりが稀薄な中で、神代と人代では継承関係が分断された剣の所伝を、先述のようにaの「所謂」を含んだ本文注で結びつけている点が『古事記』とは大きく異なっている。

尾張に到った後、草薙劍の名は再び次のように天智・天武条に現れる。

f 是歳、沙門道行、草薙劍を盗みて、新羅に逃げ向く。而して中路に風雨にあひて、荒迷ひて帰る。

(天智七年是歳)

g 戊寅に、天皇の病を卜ふに、草薙劍崇れり。即日、尾張國の熱田社に送り置く。

(天武朱鳥元年六月)

何れの草薙劍も、虚心に読めば尾張の熱田神宮に存するcのそれと同一の剣と見做し得るが、前者fを『住吉大社神代記』所載の、攝津國住吉大社の草薙劍と捉える見解がある。後者gについては、壬申の乱の功績により新たに王権から尾張氏に下賜された剣とも解釈される。また、gを本来熱田社に存在した草薙劍と解する場合は、天武朝まではそれが宮中に置かれていたことになるが、熱田社から持ち出された時期と経緯については、fの盗難時、天武即位儀に際して奉獻せしめたものと説が割れ、

秋八月の戊寅の朔庚辰に、忍壁皇子を石上神宮に遣し

て、膏油を以て神寶を塗かしむ。即日、勅して曰はく、「元來諸家の、神府に貯める寶物、今皆其の子孫に還せ」とのたまふ。(天武紀三年)

の記事を根拠に「クニダマの象徴として神寶を没収し」た時として、所在を石上神宮とするむきもある。たしかに、傍線部から神寶の諸家への返還を指示する勅が、gの凡そ十二年前に出されていたことがわかる。またfは事実ではなく、gの「事実と辻褃をあわせるために書紀の編者によつて造作された話」とも言われる。見てきたように、f・gとともに熱田社の草薙劍の消息を記したものと受け取るには説明が不足しており、『日本書紀』の記述から判断することはできないのである。

以上から、『日本書紀』の草薙劍は、天上界(a)、熱田神宮(c)に其々存しているようにも解され、更に住吉大社(f)にも第三の草薙劍の存在が容認される余地があることが確認された。

三

次に、『古語拾遺』のクサナギ劍の扱いを見ておきたい。素戔嗚神、天より出雲国に降到ります。天十握劍(其の名は天羽々斬といふ。今、石上神宮に在り。古語に、大蛇を羽々と謂ふ。言ふところは蛇を斬るなり。)を

以て、八岐大蛇を斬りたまふ。其の尾の中に一つの靈しき劍得つ。其の名は、天叢雲(大蛇の上に、常に雲氣有り。故以て名と為。倭武尊東に征きましし年に、相模国に到り、野火の難に遇はしき。即ち、此の劍を以て、草を薙ぎて免るること得つ。更めて草薙劍と名づく。)といふ。乃ち、天神に献上りたまふ。(靈劍献上)

II

天祖天照大神・高皇產靈尊、乃ち相語りて曰はく、「夫、葦原の瑞穗国は、吾が子孫の王たるべき地なり。皇孫就でまして治めたまへ。宝祚の隆へますこと、天壤と与に窮り无かるべし」とのりたまふ。即ち、八咫鏡及草薙劍の二種の神寶を以て、皇孫に授け賜ひて、永に天璽(所謂神璽の劍・鏡是なり。)と為したまふ。矛・玉は自に従ふ。(天孫降臨)

III

饒速日命、内物部を帥て、矛・盾を造り備ふ。其の物既に備はりて、天富命、諸の齋部を率て、天璽の鏡・劍を捧げ持ちて、正殿に安き奉り、并瓊玉を懸け、其の幣物を陳ねて、殿祭の祝詞す。(其の祝詞の文は別卷に在り。)次に、宮門を祭る。(其の祝詞も、亦別卷に在り。)然るに、物部乃ち矛・盾を立つ。大伴・来目仗を建て、門を開きて、四方の国を朝らしめて、天位の貴きことを觀しむ。(神武)

IV

磯城の瑞垣の朝に至りて、漸に神の威を畏りて、殿を同くしたまふに安からず。故、更に齋部氏をして石凝姥神が裔・天一箇神が裔の二氏を率て、更に鏡を鑄、劍を造らしめて、護の御璽と為す。是、今踐祚す日に、献る神璽の鏡・劍なり。仍りて、倭の笠縫邑に就きて、殊に磯城の神籬を立てて、天照大神及草薙劍を遷し奉りて、皇女豊鍬入姫命をして齋ひ奉らしむ。卷向の玉城の朝に泊びて、皇女倭姫命をして天照大神に齋き奉らしむ。仍りて、神の教の随に、其の祠を伊勢国の五十鈴の川上に立つ。因りて齋宮を興てて、倭姫命を居らしむ。

(崇神・垂仁)

V

況むや復、草薙の神劍は、尤に是天璽なり。日本武尊旋りたまひし年に、留りて尾張の熱田社に在す。外賊偷みて逃げしかども、境を出づること能はず。神物の靈驗、此を以て観るべし。然れば、幣を奉る日に、同しく敬を致しまつるべし。而るに、久代闕如して、其の祀を修めず。

(所遺一)

『古語拾遺』の記事は、既に指摘されるように『日本書紀』のそれを抽出して再構成したものである。『日本書紀』の記述に拠りながら、前節で見たその曖昧さを補って、a・c・d・e・f・gの記事のクサナギ劍を一元化する補助線を引く操作を行っているのである。Iで草薙劍の出現を

語った後、II天孫降臨条ではタカミムスヒ・アマテラスの司令神から「天璽」「神璽」としてそれがニギに授与され、更にIIIで神武天皇に奉献される。IIIの記事は、初代天皇の即位儀に於いて草薙劍が天皇位の象徴として機能を果たしている点が重要である。IVでは崇神紀六年(d)・垂仁紀二十五年(e)の伊勢神宮創祀記事を抄出し、傍線部「天照大神及草薙劍を遷し奉りて、」の加筆をして、伊勢齋宮の倭姫命から日本武尊に下賜されるcへの流れを導いている。更に、本文末尾の所遺十一箇条のはじめにVの記事を配し、天智紀七年是歳(f)に言及する。天武紀朱鳥元年六月(g)は引用しないが、II-Vの記事によって、ヲロチ↓スサノヲ↓天神(a)《↓皇孫(II)》↓神武(III)↓(IV)《トヨスキイリビメ↓ヤマトヒメ(d・e)》↓ヤマトタケル↓ミヤズヒメ(c)《↓(V)》外賊(f)《↓(V)》熱田社(g)のように、《》で括った部分を繋げることによって『日本書紀』の天上と熱田のクサナギ劍に、天智朝の盗難をも含めた、完全な一元化を施している。

こうして『古語拾遺』は、熱田神宮のクサナギ劍の起源を明確にしているのであるが、もう一方の宮中の劍の扱いに注目したい。「護の御璽」の鑄造に伴い、ヲロチ退治に由来するクサナギ劍そのものが宮中であって即位儀で新帝に献上され得る機会は、IVによって神武から崇神に至る十

代に限定されてしまふからである。I〜Vでわかるように『古語拾遺』は、熱田のクサナギ剣を「天璽」、崇神六年に新造された「護の御璽」としての剣を「神璽」と書き分けた上で、『日本書紀』第八段に做つて、IIの「天璽」に「所謂神璽の劍・鏡是なり。」の割注を付すことで両者が同一であることを示している。IVを見る限り、「神璽」の劍の名称は示されておらず、その後の垂仁以降の天皇の即位儀では「神璽」の献上に触れることはない。

四

熱田社の劍に関する言説は、『古語拾遺』以外にも見られる。

1 尾張國の風土記に曰はく、熱田の社は、昔、日本武尊、東の國を巡歴りて、還りたまひし時、尾張連等が遠祖、宮酢媛命に娶ひて、其の家に宿りたまひし時、夜頭に厠に向てまして、隨身せる劍を桑の木に掛け、遺れて殿に入りましき。乃ち驚きて、更往きて取りたまふに、劍、光きて神如し、把り得たまはず。即ち宮酢媛に謂りたまひしく、「此の劍は神の氣あり、齋き奉りて吾が形影と爲よ」とのりたまひき。因りて社を立てき。郷に由りて名と爲しき。

(『釋日本紀』卷七所引『尾張國風土記』逸文)

東征の帰途に、ヤマトタケルが再びミヤズヒメの家に立ち寄つた夜、厠で光を放つたという劍の靈威を示す内容である。日本武尊の表記からも、景行紀(c)が下敷きにあることが知られるが、劍をミヤズヒメの許に残してしまふ行為に「形影」という積極的意味づけを行うことで、熱田社の縁起譚となし得るのである。

次に、平安朝初期に書かれた『尾張國熱田太神宮縁起』の記事を掲げる。

2 日本武尊逗留の間、夜中に厠に入る。厠の邊に一の桑樹有り。所帯の劍を解き、桑の枝に掛く。厠を出で、劍を忘れ寢殿に還り入る。曉に到るに驚き寤め桑に掛けし劍を取らむと欲す。滿樹照り耀く。光彩人を射る。然るに神光を畏れず、劍を取りて持ち歸る。媛に告ぐるに桑樹光を放てるの状を以てす。答へて曰く。此の樹舊怪異無し。自りて劍光を知る。默然として寢息ふ。其の後、宮酢媛に語りて曰く。吾京華に歸る。必ず汝が身を迎へんと。即ち劍を解き授けて曰く。我が床の護と爲せと。

(景行)

3 天命開別天皇七年、新羅僧沙門道行、此の劍神を盗み本国へ移さんと為す。窃に神の祠に折り入り、劍を取りて袈裟に裹みて伊勢の國に逃れ去る。一宿の間、袈裟自り脱け本つ社に還り著く。道行更に亦た還り到り、

禪を練り請ひ禱り、又袈裟に裹みて、摂津の国に逃れ到り、難波津自り糸覽を解きて国に帰る。海中に度を失ぎ、更に亦た難波津に漂ぎ着き。乃ち或る人に託宣して云ふ、「吾は是れ熱田の劍の神なり。而して野僧に欺かれて、殆と新羅に着かんとす。初め七条袈裟に裹まれ、脱け出でて社に還る。後に九条袈裟に裹まれ、其れ解き脱るること難し。」と。時に吏民驚き恠しみ、東西に認め求む。道行心中たり、念を為し、若し此の劍を棄つれば、將に搦むるの責を投てんとして、即ち神劍を抛棄てむとするに、神劍身を離れず、道行の術尽き力窮まり、手を拝みて自ら肯んじ、遂に斬刑に当つ。

(天智)

2は、前掲1と同様に景行紀(c)に依拠した記事であるが、編者が熱田神宮関係者であるだけに、一歩踏み込んだ詳細な内容となっている。3は、天智紀(f)に対して道行の盗み出したのは熱田社の劍であることを明確にした上で、景行条と同様に劍の靈威を詳細に記述しているのである。

時代の降った鎌倉時代の成立で、神道五部書に数えられる『倭姫命世記』も、クサナギ劍に言及している。

4 天津璽の劍・鏡を捧げ持ち賜ひて、言寿宣はして、天津日嗣を、万千秋の千秋に護り奉り祐け奉る称辞竟へ

奉る。

(神武八年)

5 御間城入彦五十瓊殖天皇即位六年己丑秋九月、倭の笠縫邑に就きて、殊に磯城の神籬を立てて、天照太神及び草薙劍を遷し奉り、皇女豊鋤入姫命をして齋き奉らしめたまふ。その遷し祭る夕べ、宮人皆参りて、終夜宴樂し歌ひ舞む。然る後、太神の教へに随ひて、国国処処に大宮処を求め給へり、天皇より以往九帝、殿を同じくし、床を共にす。然して漸くはその神の勢を畏る。共に住みたまふこと安からずして、改めて斎部氏をして、石凝姥神の裔・天目一箇神の裔の二氏を率ゑ、更に鏡・劍を鑄造りて、以て身を護る御璽と為したまふ。これ今踐祚の日に所献る神璽の鏡・劍、是なり(謂ひて内侍と名づくるなり)。(崇神)

6 二十八年戊戌春二月、暴ぶる神多に起りて、東の国安からず。冬十月壬子癸丑、日本武尊発路したまふ。戊午、道を枉げて伊勢神宮を拝みたまふ。よりに倭姫命に辞して曰はく、「今、天皇が命を被りて、東に征きて將に諸の叛く者を誅はむとす。かれ、辞す」とのたまふ。ここに倭姫命、草薙劍を取りて、日本武尊に授けて宣はく、「慎みて、な怠りそ」とのたまふ。この歳、日本武尊初めて駿河に至り、野中に入りて野火の愁に遭ひたまふ。王の佩かせる劍叢雲自ら抽けて草

を薙ぎ攘ふ。是に因りて、免るることを得たまへり。かれ、そのその劔を号けて草薙と曰ふ。日本武尊、既に東の虜を平けて、還りて尾張国に至りたまふ。宮簀媛を納れて、淹く留りたまひて月を躑えぬ。劔を解きて宅に置き、徒に行でまして膽吹山にのぼり、毒に中りて薨りたまふ。その草薙劔は、今、尾張の国の熱田の社に在り。

4・5は、『古語拾遺』の神武天皇即位(Ⅲ)・崇神条の「護の御璽」鑄造(Ⅳ)に対応しており、6は景行紀(c)に拠っている。

『尾張國風土記』『尾張國熱田太神宮緣起』は、文献の性格から編者の関心が景行紀(c)に向けられ、それを天智紀(f)と結びつけたのは当然のことと理解される。外宮神官が伊勢神道の經典として著した『倭姫命世記』は、熱田のクサナギ劔に限らず、『古語拾遺』を通して即位儀の劔にも言及している。しかしながら、崇神条に新たに鑄造された「神璽」の鏡・劔が、「内侍ところ」に在って「踐祚の日に所献る」という中世の現状が書かれるだけに止まり、その劔とクサナギ劔の關係については、『古語拾遺』からむしろ後退した書きぶりとなっている。これは、『倭姫命世記』の主眼が、文献名の示すように、斎宮倭姫の巡行によるアマテラスの伊勢鎮座の由来を説くことにあるた

めである。神武即位(4)は、アマテラスの神勅に基づく「同殿同床」を、崇神朝の鏡・劔鑄造(5)は、アマテラスの巡行の発端をそれぞれ記すことが目的で、クサナギ劔はあくまでも副次的に言及されているに過ぎないのである。

重要なのは、『古語拾遺』がそうであったように、何れの熱田社の劔に関する記事も、『日本書紀』に基づいている点である。動機や関心を異にしながらも、『日本書紀』のクサナギ劔の含みもつ多元性を補正する方向で、言説が展開されているのである。『古事記』のように、ヲロチ退治に始まり尾張までで閉じられる完結したクサナギ劔の觀念には、新たな展開の余地はないというべきであろう。

五

垂仁天皇以降の天皇の即位儀に於いて献上された、宮中の劔の問題に立ち返る場合、次に掲げる『日本書紀』の即位記事を先ず検討する必要がある。

- ① 即ち吉日を選びて、跪きて天皇の璽を上る。(允恭前)
- ② 冬十月の己巳の朔壬申に、大伴室屋大連、臣・連等を率て、璽を皇太子に奉る。(清寧前)
- ③ 十二月に、百官、大きに會へり。皇太子億計、天子の璽を取りて、天皇の坐に置きたまふ。(顕宗前)

④ 二月の辛卯の朔甲午に、大伴金村大連、乃ち跪きて天子の鏡劔の璽符を上りて再拜みたまつる。男大迹天皇、謝びて曰はく、「民を子とし國を治むることは、重き事なり。寡人不才して、稱ぐるに足らず。願請ふ、慮を廻して賢しき者を擇べ。寡人は敢へて當らじ」とのたまふ。大伴大連、地に伏して固く請ひまつる。男

大迹天皇、西に向ひて譲りたまふこと三。南に向ひて譲りたまふこと再。大伴大連等皆曰さく、「臣伏して計れば、大王、民を子とし國を治めたまふ、最も稱ふべし。臣等、宗廟社稷の爲に、計ること敢へて忽にせず。幸に衆の願に藉りて、乞はくは垂聽納へ」とまうす。男大迹天皇曰はく、「大臣・大連・將相・諸臣、咸に寡人を推す。寡人敢へて乖はじ」とのたまひて、乃ち璽符を受く。是の日に、即天皇位す。(繼體元年) 群臣、奏して劔鏡を武小廣國押盾尊に上りて、即天皇之位さしむ。(宣化前)

⑥ 群臣、淳中倉太珠敷天皇の皇后額田部皇女に請して、令踐祚らむとす。皇后辭讓びたまふ。百寮、表を上りて勸進る。三に至りて乃ち從ひたまふ。因りて天皇の璽印を奉る。冬十二月の壬申の朔己卯に、皇后、豊浦宮に即天皇位す。(推古前)

⑦ 元年の春正月の癸卯の朔丙午に、大臣及び群卿、共に

天皇の璽印を以て、田村皇子に獻る。則ち辭びて曰はく、「宗廟は重事なり。寡人不賢し。何ぞ敢へて當らむ」とのたまふ。群臣、伏して固く請して曰さく、「大王をば先朝鍾愛して、幽顯心を屬けたり。皇綜を纂ぎたまひて、億兆に光し臨みたまへ」とまうす。即日、即天皇位す。(舒明)

⑧ 天豐財重日足姫天皇、璽綬を授けたまひて、位を禪りたまふ。策して曰はく、「咨、爾輕皇子」と云云。輕皇子、再三に固辭びて、轉古人大兄〔更の名は、古人大市皇子。〕に譲りて曰はく、「大兄命は、是昔の天皇の所生なり。而して又年長いたり。斯の二つの理を以て、天位に居しますべし」といふ。是に、古人大兄、座を避りて逡巡きて、手を拱りて辭びて曰さく、「天皇の聖旨に奉り順はむ。何ぞ勞しくして臣に推讓らむ。臣は願ふ、出家して、吉野に入りなむ。佛道を勤め修ひて、天皇を拈け奉らむ」とまうす。辭び訖りて、佩かせる刀を解きて、地に投擲つ。亦帳内に命せて、皆刀を解かしむ。即ち自ら法興寺の佛殿と塔との間に詣でまして、髻髮を別除りて、袈裟を披着つ。是に由りて、輕皇子、固辭ぶること得ずして、壇に升りて即祚す。(孝德前)

⑨ 四年の春正月の戊寅の朔に、物部麻呂朝臣、大盾を樹

つ。神祇伯中臣大嶋朝臣、天神壽詞讀む。畢りて忌部宿禰色夫知、神璽の劔・鏡を皇后に奉上る。皇后、即天皇位す。

(持統)

①②③を見た時、先ず神器が劔・鏡で構成されることは、④⑤⑥の繼體・宣化・持統の三代に於いてしか示されず、その名称については全く書かれていないことに気づく。更に、神器を表す語句を原文表記すると「天皇之璽符」(①允恭)、「璽」(②清寧)、「天皇之璽」(③顯宗)、「天子劔鏡璽符」(④繼體)、「劔鏡」(⑤宣化)、「天皇璽印」(⑥推古)、「天皇之璽印」(⑦舒明)、「璽綬」(⑧孝徳)、「神璽劔鏡」(⑨持統)のように、一つとして同じ呼称が見られない点も注目される。これは、cの記事に拘束されて、即位儀で新帝に献上する劔を尾張に在る筈の草薙劔と称することに違和感があったためだと考えられる。熱田社の劔と宮中の劔との関係は、『古語拾遺』以前には合理的には解釈されてはいなかったのである。

天皇即位儀に於ける神器の献上は、唐の傳國璽に倣ったものと考えられ、「中国の制度をとりいれて天皇の地位を高めることにもっとも熱心であったと思われる天智」の即位に始まると考えるのが一般的である。『日本書紀』が、壬申の乱を制した天武・持統王朝の意向によって編纂された事情は差し引くとしても、天智・天武の即位記事に神器

が現れない点には看過し得ないものがある。①②③④⑤⑥⑦の天皇は、即位に大なり小なり問題があり、⑧も先帝による授与という特殊事情があり「璽綬」の表記から劔・鏡ではない可能性がある点から、即位時の神器奉獻が確実に行われたのは持統天皇以降とすべきかと思われる。

そうした事情を念頭に置いて、『續日本紀』以下の六国史や、律令注釈書である『令義解』『令集解』『儀式』『西宮記』『北山抄』『江家次第』等の儀式書を見ても、即位儀に新帝に奉獻される神器としての劔をクサナギ劔と明記した記事は見出すことはできない。昭和十三〜二十年に岡野敬二郎・三上参次・美濃部達吉を担当委員とし、和田秀松・五味均平・山本信哉を囑託員として帝國学士院によって編纂・発行された『皇室制度史』では、三種神器を次のように説明している。

α 天照大神は皇孫彦火瓊瓊杵尊を此の土に降臨せしめたまふに当り、八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劔の三種宝物を授けたまふ。

β 璽来相伝へて神武天皇に至り、天皇の始めて大和橿原宮に即位したまふや、神器を正殿に奉安して皇位の尊貴を示したまふ。

γ 神器は、初めは天皇之と殿を同じうしたまひしが、崇神天皇に至り、神器と同殿なることを畏みたまひ、神

鏡及び神劍を大和笠縫邑に遷し奉り、皇女豊鍬入姫を
して斎き祀らしめたまふ。〔天皇護身の御璽〕としては、

別に宝鏡及び宝劍を模造せしめて之を宮中に奉安し、
新に之を皇位の御しるしとしたまふ。尋いで垂仁天皇
は、皇女倭姫命をして神鏡及び神劍を大和笠縫邑より
遷して、伊勢五十鈴川上に奉斎せしめたまふ。

δ 神劍は、景行天皇の御代、日本武尊の東夷征伐に赴き
たまふに当り、皇大神宮に詣りて、倭姫命より之を受
けて征途に上り、平定の帰途尾張に到り、更に近江伊
吹山の賊を平げんとして、之を妃宮簀媛に託したまひ、
尋いで病を獲て伊勢能褒野に薨ず。因りて神劍は宮簀
媛之を尾張に奉祀したまふ。是今の熱田神宮の起原な
り。

α、δは、『古語拾遺』のⅡ、Ⅴの記事に対応している。
αを受けてβでは神武天皇の即位時以来、草薙劍がレガリ
ヤとして宮中「正殿」に安置される。しかし、崇神朝に
草薙劍は八咫鏡とともに笠縫邑に遷され、代わりに「天皇
護身の御璽」の鏡劍が模造されるのである。注意すべきは、
『古語拾遺』のⅡの記事の「所謂神璽の劍・鏡是なり。」
という注は省かれて、垂仁朝以降の即位儀に用いられる劍
がクサナギ劍とは認識されていないことである。δが熱田
のそれについての記事であることは言うまでもない。

六

ここまで、熱田に存在する神話・伝説のクサナギ劍と、
宮中の祭儀に用いるクサナギ劍の位相を確認してきた。
『古事記』のクサナギ劍は、一元化されて熱田の神体とし
ての劍に収斂してゆく。一方の『日本書紀』では、複数の
クサナギ劍を容認する余地のある表現を採られていた。
『古語拾遺』は、『日本書紀』に基づいて垂仁朝に宮中で伝
承される「神璽」「護の御璽」としての劍・鏡を模造する
話柄を創って補う一方で、神話・伝説に語られる熱田の劍
を「天璽」とし、両者を「所謂」で結ぶことで、観念上は
同一と見做し得るといふクサナギ劍一元化の操作を施した
のである。

『日本書紀』と、それに依拠した『古語拾遺』から、熱
田・伊勢等様々な立場からクサナギ劍に対する言説が次々
と生じることになる。しかしながら、即位儀ではレプリカ
の劍が奉獻されるという『古語拾遺』の提示した理解は一
般化したものの、持統天皇以降に実施された実際の即位儀
の場に於いては、クサナギ劍の呼称が用いられることはな
かったものと見られる。それは『古語拾遺』が、熱田社の
劍のレプリカとして宮中の劍の来歴を明確化したことで、
却ってそれをクサナギ劍と呼ぶ機会が奪われてしまったた

めだと推定される。以後宮中の剣は、「神璽」「護の御璽」「天皇護身の御璽」の剣として認識され、剣としての固有名詞の呼称を与えられることはなかったということであろう。

註

- (1) 金井清一「古事記におけるスサノヲの立ち位置―高天原追放以後のスサノヲ―」(万葉七曜会編『論集上代文学』第三十四冊 笠間書院 平成二四年)は、クサナギの剣名の由来を、「草を一人草」、那藝を「伏しまつろわせる」意の他動詞と解する。
- (2) このことは、神野志隆光・山口佳紀『古事記』(新編日本古典文学全集 小学館 平成九年)に指摘がある。
- (3) 『日本書紀』には、十箇所「所謂」の用例があるが、当該条は卷三以下の人代記事を指していると解される。
- (4) 岡田精司「草薙劍伝承と古代の熱田神宮」『古代祭祀の史的研究』(塙書房 平成一〇年)二五五頁に、熱田神宮の神体や宮中のレガリヤを新羅僧が盗み出せると考えられず、元慶三年(八七九)に神宝紛失が発覚した住吉大社の所蔵である可能性が高いとある。
- (5) 重松明久「尾張氏と間敷屯倉」『日本歴史』一八〇号(昭和三八年)、内川敬三「熱田社と尾張氏」(遠藤博士還暦記念日本古代史論叢刊行会編『日本古代史論叢』同刊行会 昭和四五年)
- (6) 井上光貞ほか校注『日本書紀』下(日本古典文学大系

岩波書店 昭和四〇年)四七八頁

(7) 西宮一民「三種の神器について」『皇学館大学紀要』第二十一輯(昭和五八年)四一頁、前川明久「熱田社の起源と尾張氏」『日本古代氏族と王権の研究』(法政

大学出版局 昭和六一年)三一九頁

(8) 註(4) 前掲書二五六頁

(9) 伊野部重一郎「熱田神社考」『記紀と古代伝承』(吉川弘文館 昭和六一年)四三二頁

(10) 神野志隆光「一元化への過程」『古代天皇神話論』(若草書房 平成一一年)二七三頁

(11) 註(10) 前掲書二七三―二八〇頁

(12) 津田左右吉『日本古典の研究』下(津田左右吉全集第二卷 岩波書店 昭和三八年)四九六頁

(13) 直木孝次郎「建国神話の虚構性」『神話と歴史』(吉川弘文館 昭和四六年)一三一頁

(14) 註(13) 前掲書二二八―一三〇頁

※本稿で扱った各文献の引用は、以下の諸本に拠ったが、適宜私に訓読した。古事記・日本書紀・風土記―日本古典文学大系、古語拾遺―岩波文庫、尾張國熱田太神宮縁起―群書類従、倭姫命世記―和田嘉寿男「倭姫命世記注釈」(和泉書院 平成一二年)

※本稿は、平成二十四年度上代文学会大会(五月十三日 於東海大学)に於ける口頭発表に基づく。貴重なご意見を賜った各位に深謝申し上げます。